

区を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

特別障害者手当認定請求却下処分取消請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

令和 7 年(2025 年)1 月 1 7 日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 月 1 6 日 訴状送達

1 1 月 2 8 日 東京地方裁判所で却下判決の言渡し

1 2 月 2 5 日 東京高等裁判所に控訴の提起

令和 8 年(2026 年)5 月 2 5 日 控訴状送達

4 事案の概要

本件は、控訴人が、同行が行った特別障害者手当の受給資格に係る認定の請求に対し、中野区長が却下する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その後、本件処分に係る審査請求及び再審査請求が裁決により棄却されたところ、当該裁決に至った理由は適切ではないと主張し、本件処分の取消しを求めたものである。

原判決は、控訴人が出訴期間を経過したことにつき「正当な理由」があるということとはできず控訴人の訴えは不適法であるとして当該訴えを却下したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 中野区長が控訴人に対してした本件処分を取り消す。

(3) 控訴費用は第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。